

～協会けんぽ広島支部にご加入の皆様へ～

皆様の行動で保険料率が下がる！

インセンティブ制度

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで



「インセンティブ制度」とは？

協会けんぽ47都道府県支部のうち、**5つの評価指標**の評価結果が**上位15位以内**の支部に報奨金（インセンティブ）が与えられ**健康保険料率の引下げにつながる制度**です！

5つの評価指標

1 特定健診等の実施率



2 特定保健指導の実施率



3 特定保健指導対象者の減少率



4 要治療者の医療機関受診率



5 ジェネリック医薬品の使用割合



広島支部の順位は・・・？
次のページをチェック！



令和4年度 広島支部の実績

令和4年度 実績

⇒令和6年度 保険料率に反映

総合

指標①～⑤の
実績に基づく

35位

対前年



令和3年度:35位 / 令和2年度:43位

- 上位15支部に入っていないため残念ながらインセンティブは付与されません。
- 平成30年度から始まった制度ですが広島支部は一度もインセンティブを獲得したことはありません。



インセンティブの獲得に向けて

皆様をお願いしたいこと

指標①

特定健診等の実施率

特にお願いします!

- 協会けんぽの健診を毎年、必ず受診しましょう。
 - ・従業員の方 (35歳以上) ⇒ 生活習慣病予防健診
 - ・ご家族の方 (40歳以上) ⇒ 特定健診
- 生活習慣病予防健診を利用されていない場合は、「健診結果データ」を協会けんぽへ提供してください。

指標②

特定保健指導の実施率

- 健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合は、「特定保健指導」を受けましょう。
- 特定保健指導は、健診当日に健診機関で実施するほか、保健師等が事業所を訪問し実施することも可能です(オンライン可)。「特定保健指導のご案内」が届きましたら、対象者の方へのお声掛けをお願いします。

指標③

特定保健指導対象者の減少率

特にお願いします!

- 特定保健指導は、保健師等の指示に従い、プログラムを中断することなく最後まで継続しましょう。
- 特定保健指導を受けられなかった場合は、日頃から「運動する」「食生活を改善する」「禁煙する」など健康的な生活習慣を心がけましょう。

指標④

要治療者の医療機関受診率

- 健診の結果、「要治療」「要再検査」と判定された場合は、必ず医療機関を受診しましょう。
- 対象となった従業員の方へ、早期受診のお声掛けをお願いします。
- 医療機関への受診が必要な方には、協会けんぽから受診のご案内をしていますので、医療機関への受診をお願いします。

指標⑤

ジェネリック医薬品の使用割合

特にお願いします!

- 医療機関でお薬が処方される際に、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」使用の希望を伝え、積極的に利用しましょう。
- 広島支部では、サンフレッチェ広島にご協力いただき、チームマスコットの「ジェネリック医薬品希望シール」を作成しています。ご希望の方は広島支部までご連絡ください。

令和4年度順位

36位

対前年



令和3年度:32位
令和2年度:31位

24位

対前年



令和3年度:28位
令和2年度:33位

40位

対前年



令和3年度:31位
令和2年度:32位

5位

対前年



令和3年度:21位
令和2年度:41位

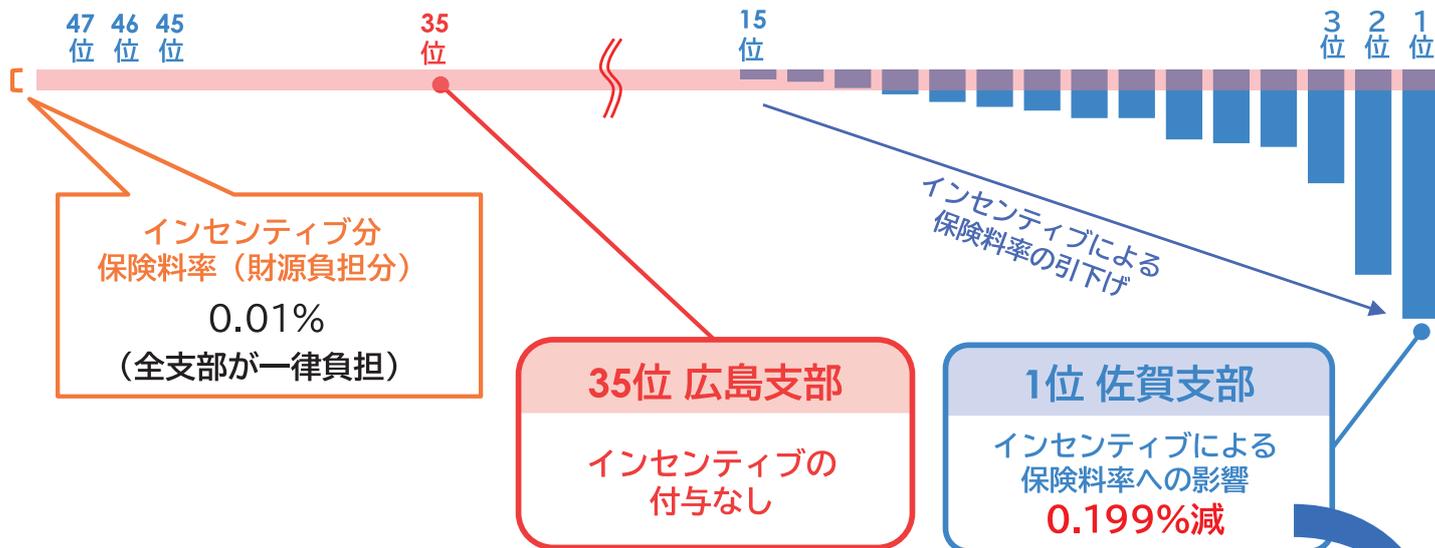
30位

対前年



令和3年度:39位
令和2年度:38位

インセンティブによる保険料率引下げのイメージ



インセンティブを獲得すると、具体的にいくら安くなるの？

令和4年度実績が1位の佐賀支部のインセンティブ制度分 **0.199%**
標準報酬月額が300,000円の方の場合、労使折半前の金額で算出すると…

1ヶ月あたり

30万円 × 0.199% = **597円**

1年間あたり

597円 × 12ヶ月 = **7,164円**

従業員50名の事業所
1年間あたり

7,164円 × 50名 = **358,200円**

年間で見ると、大きな金額の差につながります！

よくあるご質問

Q1 いつの実績が、いつの保険料率に影響するのですか？

A1 当年度の実績が、2年度後の保険料率に反映されます。
《例》令和6年度の実績は、令和8年度の保険料率に反映されます。

Q2 実績は事業所ごとに評価されますか？

A2 事業所ごとではなく都道府県支部ごとに評価され、保険料率が決定されます。
広島支部にご加入の皆様 **一人ひとりの行動の積み重ねが重要**になります。

広島支部のインセンティブの獲得に向けて、ご協力をお願いします！

「健康づくりの好循環」をさらに 定着・拡大させましょう



「健康づくりの好循環」を定着させることで
「保険料率のインセンティブ」の獲得につながります



【指標①】 特定健診等の実施率

年1回の
健診(検診)
の受診

【指標②】
特定保健指導の
実施率

特定
保健指導
の利用

健康づくりの
好循環

早期・軽度
での医療
機関受診

【指標④】
要治療者の
医療機関受診率

健康度
向上

【指標③】
特定保健指導
対象者の減少率

充実した
社会生活

健康寿命
の延伸

さらなる
健康意識
の高まり

保険料率
の抑制

保険料率の
インセンティブ付与

医療費
適正化

【指標⑤】
ジェネリック医薬品の
使用割合

保険料率の
インセンティブの
5つの評価指標

加入者の皆様が、年に一度健診を受け、その結果により保健指導を受けたり、症状が軽いうちに医療機関に受診することで、健康度が上がり健康寿命が延びることが期待されます。また、これに伴い、高額な医療費の発生を抑えることが出来るため、保険料率の抑制につながります。

このように、皆様の経済的負担を減らし、健康増進につながる行動の連鎖を、協会けんぽ広島支部では「健康づくりの好循環」と呼び、定着・拡大を目指しています。

お問合せ先



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

TEL:082-568-1014(企画総務グループ)

受付時間:平日8:30~17:15